

平成24年4月10日

保護者の皆様へ

岐阜県立大垣養老高等学校
校長 後藤 稔治

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の活用について

日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、平成19年4月に文部科学省が発表した「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」では、「学校には、各種のアレルギー疾患の子どもたちが多数在籍しているということ」を前提としなければならない状況になっている」との認識が示されました。

したがって、本校では、アレルギー疾患のあるお子さんの学校生活を安心して安全なものにするために、入学時の保健調査票でその把握をしておりますが、学校生活において特に配慮や管理が必要なお子さんにつきましては、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（裏面参照 以下「管理指導表」と記載）を活用し、学校において管理・指導を行っていきたく思います。

つきましては、お子さんが以下のような「管理指導表」の活用に該当する場合は、4月13日（金）までに、学級担任へお申し出ください。

記

- 1 「管理指導表」の活用に該当するお子さん
 - ・ 症状の増悪予防等のために、お子さんが持参した薬を学校が保管したり、発作の予防、発作時の対応について特別に配慮が必要であったりするお子さん
 - ・ 学校生活において、特定の活動を制限したり、原因物質を除去したりする必要があるお子さん
 - ・ 食物アレルギー誘発防止のために調理実習や修学旅行先での食事など、学校管理下における食事について何らかの対応が必要なお子さん
 - ・ その他上記以外で対応が必要なお子さん
- 2 「管理指導表」の記載に要する費用について
医療機関による「管理指導表」の記載に要する費用については、保護者の皆様のご負担となりますので御承知おき願います。
- 3 「管理指導表」の提出時期について
アレルギー疾患の中には、加齢に伴い新たに発症する場合や症状が軽減する場合もあるため、「管理指導表」を活用しているお子さんについては、少なくとも毎年1回はご提出をお願いすることになります。
※ 年度初めにお申し出いただいたお子さん以外に、「管理指導表」の活用が必要となった場合には、その都度お申し出ください。
- 4 「管理指導表」を提出される場合の保護者の署名について
適切な対応のために、「管理指導表」に記載された内容を、教職員全員で共有することに同意いただきますようお願いいたします。
- 5 その他
ご不明な点がある場合には、養護教諭までお問い合わせ願います。